

地区計画取り扱い

地区計画区域内における壁面後退の取り扱いについて  
(「外壁等」とみなす部分)

床面積に算入されない庇等は、壁面の位置の制限の対象外としますが、以下に掲げる部分は、「外壁等」として扱い、壁面の位置の制限対象とします。

- ①床面積に算入される出窓
- ②吹きさらしの廊下、バルコニー、ペランダの手すり・腰壁等で、透過性のない<sup>※</sup>部分の  
高さが50センチメートルを超えるもの
- ③目隠し壁（建築物と一体のもの）、ルーバー、パラペット、フラットルーフ及び庇等で、透過性の  
ない<sup>※</sup>部分の高さが50センチメートルを超えるもの。ただし、一戸建ての住宅（兼用住  
宅の住宅部分を含む）の玄関ポーチ上部に設けられるフラットルーフ及び庇は、制限対  
象外とします。
- ④地階に設ける付属建築物（車庫・物置等）で、地盤面からの高さが50センチメートルを超える  
もの

※ 「透過性のない」とは、透視可能でかつ通風可能な部分が、その面の見付面積の3/4未満  
(75%未満)であることをいいます。

○壁面後退距離の参考例（T：透過性のない部分の高さ）

- ・  $T \leq 50\text{cm}$  のとき： a
- ・  $T > 50\text{cm}$  のとき： b

